

・・・こんにちは！地域包括支援センターです・・・ ～認知症の人やご家族をさまざまな形で支援します！～

認知症初期集中支援チームを設置

医療・介護の専門職チームが、ご家族の訴えなどにより認知症が疑われる人や認知症の人およびそのご家族を訪問し、病院への受診や介護サービスの利用、ご家族の支援などの必要な初期の支援を集中的に行い、自立生活に向けた支援を行っています。

認知症地域支援推進員を配置

認知症の相談・支援のつなぎ役です。
相談業務、医療・介護・地域資源などの関係づくり、認知症に関する情報・知識の普及啓発活動などを行っています。

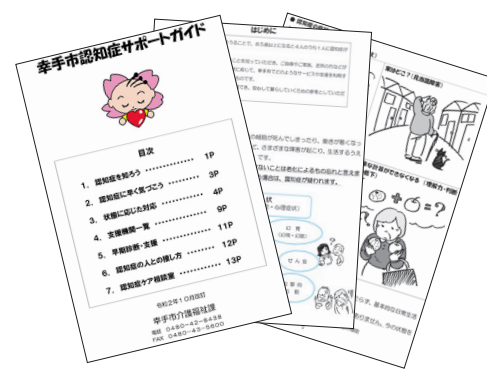
認知症ケア相談室を設置

認知症の人の介護について、その事情と対応方法は実にさまざまです。抱え込まずに相談してみませんか。地域包括支援センター以外にも、市内の身近な場所で、相談対応を行っています。（右記参照）

相談室	住所	電話
あすなろホーム幸手	南 3-23-30	☎ (40) 3262
グループホームつどい小島家	東 1-14-6	☎ (44) 2855
グループホームフローラ幸手	東 4-9-15	☎ (40) 5526
ソレアード幸手	幸手 3799-8	☎ (40) 3911
グループホームつどい幸手小島家	東 1-8-32	☎ (43) 8080

認知症サポートガイドをご活用ください！

本人やご家族、近所の人などが認知症になった場合、どのようなサービスや支援を受けることができるのか、情報をまとめたものです。認知症についての不安を少しでも軽減し、安心感のある暮らしを送り続けるための参考にしてください。



▲認知症サポートガイド
介護福祉課窓口や市ホームページでご覧いただけます

相談窓口

◎幸手東地域包括支援センター（ウェルス幸手内）☎ (53) 6151

対象 権現堂川・吉田・八代・さかえ・さくら小学校区の人
時間 午前8時30分～午後5時15分（土曜、日曜、祝日は除く）

◎幸手西地域包括支援センター（旧香日向小学校内）☎ (40) 3443

対象 幸手・行幸・長倉・上高野小学校区の人
時間 午前9時～午後5時45分（土曜、日曜、祝日は除く）

介護保険による住宅改修と福祉用具の利用について

問合せ 介護福祉課 ☎ (42) 8444・FAX (43) 5600

介護保険では、介護を必要とする人が住み慣れた家で自立した生活を送れるよう、住宅改修や福祉用具の利用（購入補助・レンタル）ができます。

利用には、要介護認定が必要で、自己負担割合は所得によって異なります。すでに要介護認定を受けている人は、自己負担割合が記載された介護保険負担割合証をご確認ください。

◆住宅改修

介護を必要とする人が、生活環境を整えるための住宅改修を行う場合、申請して認められると住宅改修費が支給されます。

（支給額は、20万円を上限として費用の7～9割）

▼介護保険の対象となる工事の一例

- ・手すりの取り付け ・段差や傾斜の解消
- ・和式から洋式への便器の取替え など

※事前申請が必要です。介護福祉課までご相談ください。

※工事施工後の申請はお受けできません。

◆福祉用具

日常生活の自立や介護者の負担軽減のため、福祉用具の購入補助やレンタルが利用できます。

▼購入補助の対象となる福祉用具の一例

- ・入浴補助用具 ・簡易浴槽 など
- （支給額は年間10万円を上限として費用の7～9割）

▼貸与（レンタル）の対象となる福祉用具の一例

- ・杖や歩行器 ・車椅子や介護用ベッド など
- ※申請が必要です。適した福祉用具を選ぶためにも、担当ケアマネジャーや福祉用具専門相談員などと相談の上、ご利用ください。

介護保険制度が変わります

問合せ 介護福祉課 ☎ (42) 8444
FAX (43) 5600

◆高額介護サービス費の自己負担限度額の一部が変わります（令和3年8月から）

1か月に支払った介護サービス利用者負担額が高額になり、所得に応じた自己負担限度額を超えた場合には、「高額介護サービス費」として、超えた分が支給されますが、令和3年8月から、右表の①②に該当する人の自己負担限度額が、引き上げられます。

なお、同じ世帯内に介護保険サービスの利用者が複数いる場合、世帯の利用者負担額の合計額が限度額を超えた分について支給します。

※対象となる利用者負担額には、福祉用具購入費、住宅改修費の負担額や施設に入所・入居した場合などの食費・居住費などは含まれません。

◆利用者負担限度額の一部が変わります（令和3年8月から）

介護保険施設（特別養護老人ホームなど）に入所、または短期入所（ショートステイ）する場合には、食費や居住費、日常生活費などが自己負担となりますが、低所得の人でも施設利用が困難とならないよう、所得や預貯金などの状況に応じて食費と居住費の負担限度額が設定されています。

令和3年8月から、下記表の内容に変更となります。

所得などの状況		預貯金などの状況		居住費				食費	
				従来型個室	多床室	2人型個室	2人型個室的多床室	施設	短期入所
生活保護受給者の人など		要件なし		490円 (320円)	0円	820円	490円	300円	
世帯全員が 市民税非課税	老齢福祉年金受給者の人	単身：1000万円以下 夫婦：2000万円以下		490円 (320円)	0円	820円	490円	300円	
	前年の合計所得金額＋年金収入額が80万円以下の人	単身：650万円以下 夫婦：1650万円以下		490円 (420円)	370円	820円	490円	390円	600円
	前年の合計所得金額＋年金収入額が80万円超120万円以下の人	単身：550万円以下 夫婦：1550万円以下		1310円 (820円)	370円	1310円	1310円	650円	1000円
	前年の合計所得金額＋年金収入額が120万円超の人	単身：500万円以下 夫婦：1500万円以下						1360円	1300円

※（ ）内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

◆施設サービス利用の際の基準費用額（食費）の見直しが行われます（令和3年8月から）

介護保険施設（特別養護老人ホームなど）に入所、または短期入所（ショートステイ）する場合の食費や居住費などは、施設と利用者間で契約により決められますが、食費の基準費用額について見直しが行われます。

<現行> 1,392円/日 → <改定後> 1,445円/日

